

一般財団法人共立国際交流奨学財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人共立国際交流奨学財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、諸外国から我が国の大学等に留学する者に対して奨学援助等に関する事業を行い、もって我が国と諸外国との友好親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 諸外国からの留学生に対する奨学金の支給
- (2) 留学生に対する生活情報提供及び学習に関する情報の提供と支援・助言
- (3) 国際交流活動への支援
- (4) 日本人学生が混在する留学生寮の設置及び運営
- (5) 留学生の日本語教育、及び資格取得等の教育施設の設置及び運営
- (6) その他この法人の目的を達するために必要な事業

2 前項第1号及び第4号の事業は、日本全国において行うものとし、前項第2号、第3号、第5号及び第6号の事業は、日本及び海外において行うものとする。

(公益目的事業以外の事業)

第5条 この法人が公益目的以外の事業を行う場合は、公益目的以外の事業に関する重要な事項について、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経て、評議員会の決議を要する。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分し、又は担保に供しようとするとき若しくは基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経て、評議員会の承認を要する。

する。

- 3 基本財産以外の財産を基本財産に繰り入れようとするときは、評議員会の承認を受けなければならない。
- 4 基本財産のうち現金は、確実な銀行又は信託銀行に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

（財産の種別）

第7条 この法人の財産は、基本財産および運用財産の2種とする。

2 運用財産は、基本財産以外の財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

（財産管理）

第8条 この法人の財産は、理事長がこれを管理し、その方法は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

（事業年度）

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経て、評議員会の決議を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については決議を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときには、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議及び評議員会の承認を受けなければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第13条 前条の規定に該当する場合及び収支予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議及び評議員会の承認を受けなければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第14条 この法人に評議員6人以上を置く。ただし、評議員現在数は理事現在数と同数以上とする。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 17 条 評議員の報酬については、その勤務実態に即し、各年度の総額が 200 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することとし、評議員の地位にあることのみに基づいては支給しない。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 19 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的にある事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、評議員現在数の過半数をもって行う。

2 前項の決議については、特別の利害関係を有する評議員は決議に加わることができない。

3 次の決議は、第1項の規定に加え、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事の選任に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上
- (2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名を理事長、1名以上を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人、及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他の特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他の特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他の特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 30 条 役員の報酬については、その勤務実態に即し、評議員会において別に定める総額の範囲以内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができることとし、役員の地位にあることのみに基づいては支給しない。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の業務を行う。

(1) この法人の職務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、理事現在数の過半数をもって行う。

2 前項の決議については、特別の利害関係を有する理事は決議に加わることができない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）には、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 選考委員会

(選考委員会)

第 36 条 この法人には、第 4 条第 1 項の事業に係る選考を行うため、選考委員会を置く。

(1) 選考委員会は、3 名以上 5 名以内の委員をもって組織する。

(2) 委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委託する。

(3) 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が 2 名を超えて含まれてはならない。

(4) 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(5) 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

(6) 第 25 条第 3 項の規定は、委員について準用する。

2 前項に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し、必要な事項は理事会で定める。

第 9 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 15 条についても適用する。

(合併、事業の譲渡)

第 38 条 この法人が合併或いは事業の全部の譲渡をしようとするときは、評議員会の決議を得なければならない。

2 この法人が事業の一部の譲渡をしようとするときは、あらかじめ理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の決議を経て、評議員会の決議を要する。

3 第 1 項及び第 2 項の決議については、特別の利害関係を有する評議員は決議に加わることができない。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(分配の禁止)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって、租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 事務局及び書類の保存等

(事務局)

第 42 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け等)

第 43 条 事務局は、別に掲げる事務処理規定に従って、書類及び帳簿等を備えるものとする。

第 11 章 補則

(株主権の行使)

第 44 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(委任)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、官報に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は菊川長徳とし、常務理事は本田一男とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
石塚 晴久
姜 英培
小山 哲郎
- 5 この定款は、平成 23 年 6 月 6 日から施行する。
- 6 この定款は、平成 23 年 12 月 19 日から施行する。
- 7 この定款は、平成 24 年 3 月 16 日から施行する。

別表 基本財産（第 6 条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	1151.71 m ² 東京都調布市若葉町三丁目 9-3、9-4、9-5、10-1 1473.52 m ² 神奈川県相模原市東林間一丁目 15-1、15-5、15-8
投資有価証券	株式 (株)共立メンテナンス 848,000 株